

奥州市公告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び奥州市財務規則（平成 18 年奥州市規則第 57 号）第 116 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 4 月 22 日

米里財産区管理者
奥州市長 郷右近 浩

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 件名 令和 8 年度米里財産区有林長下事業区立木売払
- (2) 売払物件 別紙 1 を参照

2 入札参加希望者に必要な資格に関する事項

- (1) 一般競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者並びに破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 本物件の入札に参加を希望する者は、別紙 1 記載の日時までに、必要書類を添付した一般競争入札参加申込書（別紙 3）を奥州市農林部農地林務課に提出しなければ入札することはできない。
- (3) 次の各号のいずれかに該当する事実があった後、2 年を経過しない者でないこと。
 - ア 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
 - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - エ 地方自治法第 234 条の 2 第 1 項（契約の履行の確保）の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - オ 正当な理由がなくして契約を履行しなかった者
 - カ 前各号のいずれかに該当する事実があった後 2 年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (4) 公有財産事務に従事する市の職員でないこと
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと

3 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場 所
奥州市水沢大手町一丁目 1 番地
奥州市農林部農地林務課

(2) 期 間

令和8年4月22日（水）から令和8年5月11日（月）まで（ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く）

午前8時30分から午後5時まで

4 入札の場所及び日時

(1) 場 所

別紙1記載の場所

(2) 日 時

別紙1記載の日時

5 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

ア 入札者は、入札日（入札執行前）に各自が見積る金額の100分の5以上の入札保証金を、現金で納付しなければならない。

イ 入札保証金は、その受入期間について利息を付けない。

ウ 入札保証金は、落札者を除くほか入札終了後に、これを還付する。なお、還付の際に印鑑が必要であることから持参するものとする。

エ 落札者の入札保証金については、契約締結後において、保証金還付請求書（別紙7）を提出し、入札保証金の還付を請求するものとする。

(2) 契約保証金

契約保証金の額は、契約金額の100分の5以上の額とする。

6 入札の無効要件に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(1) 入札参加資格のない者がした入札、又はその権限を証する書面を提出せず、当市の確認を得ないで代理人がした入札

(2) 指定の日時にしなかった入札

(3) 入札保証金を納付していない者の入札

(4) 入札者の記名押印がない入札

(5) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上の入札をしたときは、その全部の入札

(6) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札

(7) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が入札したときはその全部の入札

(8) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別し難い入札

(9) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札

(10) 金額を訂正した入札

(11) その他入札に関する条件に違反した入札

7 入札にあたっての留意事項

(1) 入札書記載金額

入札者は、買取り価格の総額を入札書（別紙6）に記載するものとする。また、落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

(2) 入札等

ア 入札参加者は、この公告を熟覧のうえ入札しなければならない。

イ 入札は、代理人をもって入札しようとするときは、その委任状（別紙5）を持参させなければならない。

ウ 入札参加者又は入札参加者の代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできない。

エ 郵送による入札は、これを認めない。

(3) 入札の辞退

ア 入札者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。

イ 入札参加者は、入札を辞退するときは、文書又は口頭により入札執行者に速やかに申し出なければならない。なお、入札執行中に入札辞退をした者は、入札室から退出するものとする。

ウ 入札辞退をした者は、これを理由として以後の入札等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(4) 公正な入札の確保

ア 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

イ 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

ウ 入札辞退者が多数生じ、競争入札の趣旨が失われると認められる場合には、入札をやめることがある。

エ 入札執行回数は、3回を限度とするものとし、この限度内において落札者がいないときは、入札を打ち切る。

(5) 落札者の決定

ア 入札を行った者のうち、予定価格以上で最高の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格以上の価格をもって入札した他の者のうち最高の価格をもって入札した者を落札者とする。

イ 開札をした場合において、予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度入

札を行う。

ウ 落札となるべき同価格の入札をした者が2名以上あるときは、直ちに当該入札をした者にくじを引かせて落札者を定める。この場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせる。

(6) 異議の申立

入札をした者は、入札後、この公布についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

8 契約書作成の要否

契約締結にあたっては、米里財産区有林立木売買契約書（別紙2）を作成するものとする。

別紙 1

令和 8 年度米里財産区有林長下事業区立木売払一覧

1 売払物件

所在地	樹種	本数	総材積	備考
奥州市江刺米里字長 下地内	スギ	2,285 本	2,933.37 m ³	毎木調査
	カラマツ	866 本	891.10 m ³	
	アカマツ	34 本	41.55 m ³	
	合計	3,185 本	3,866.02 m ³	

※伐採搬出完了期限 令和 11 年 4 月 30 日

2 現地説明会

令和 8 年 4 月 30 日（木）午前 10 時 米里地区センター集合

- ・現地説明会の集合場所は、別紙図面に表示した場所とする。
- ・資料準備等の都合上、参加希望の方は事前に申込先に連絡のこと。

【申込先：奥州市役所農林部農地林務課林政係 電話 0197-34-1763】

3 入札参加申込期限

令和 8 年 5 月 11 日（月） 午後 5 時まで

4 入札日

日時：令和 8 年 5 月 13 日（水） 午前 10 時から

場所：奥州市役所 本庁 302 会議室

米里財産区有林立木売買契約書

売出人米里財産区管理者奥州市長郷右近浩(以下「甲」という。)と買受人 (以下「乙」という。)とは、米里財産区有林立木の売買に関し、次のとおり契約を締結する。

第1 甲は、乙に対し、末尾に表示する物件(以下「契約物件」という。)を売り渡し、乙はこれを買受けた。

第2 売買代金は、金 円(うち消費税及び地方消費税相当額 金 円)とする。

第3 乙は、契約保証金として 金 円を、甲の発行する納入通知票により納付しなければならない。

2 乙は、申し出により契約保証金を売買代金に充当することができる。

第4 乙は売買代金と契約保証金との差額を甲の発行する納入通知票の定めるところにより納付しなければならない。

2 甲は、乙が売買代金の全部を甲が定める納期限までに納付しないときは、直ちにこの契約を解除し、又は納期限の翌日から売買代金完納の日までの日数に応じ、当該未納の額につき、民法(明治29年法律第89号)第404条に定める法定利率の割合で計算した金額を延滞金として納付させることができる。

第5 乙は、売買代金完納後でなければ、契約物件の引渡しを甲に申し出ることができない。

第6 乙は、契約物件の引き渡し日から令和11年4月30日までに契約物件の伐採搬出を完了するものとする。乙は、契約物件の搬出が終わったときは、遅滞なく甲に完了届を提出し、跡地検査を受けなければならない。

2 乙は、搬出期間内に搬出が完了できない特別の事情があり、甲との協議の上、甲が認めた場合に限り一度だけ、一年間以内の搬出期間の延長をすることができる。

第7 本契約締結の日から契約物件の引渡しの日までの間において、甲の責めに帰すことのできない理由により、契約物件の滅失、き損等の損害を生じたときは、その損害は乙が負担する。

第8 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、乙に損害があっても、甲はその責めを負わないものとする。

(1)乙が、期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込みがないと認められる場合。

(2)乙から契約解除の申出があった場合。

(3)乙又はその代理人及び使用人が契約の履行について不正の行為をした場合。

2 前項により契約を解除したときは、搬出未済物件、乙が納付した売買代金及び契約保証金は甲に帰属するものとする。

3 第1項により契約を解除した場合において、これにより甲が損害を受けたとき、乙は、甲の算定する金額を損害賠償として甲に支払うものとする。

第9 本契約から生じる一切の法律関係に基づく訴えについては、甲の主たる事務所の所在地を管轄する地方裁判所を管轄裁判所とする。

第10 この契約により難い事情が生じたとき、又はこの契約に定めのない事項は必要の都度、

甲、乙協議して定める。

この契約の証として本書2通を作成し、それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 代表者
米里財産区管理者 奥州市長 郷右近 浩 印

乙 (住所)

(氏名) 印

[物件の表示]

所在地	樹種	本数	総材積	備考
奥州市江刺米里字長 下地内	スギ	2,285本	2,933.37 m ³	毎木調査
	カラマツ	866本	891.10 m ³	
	アカマツ	34本	41.55 m ³	
	合計	3,185本	3,866.02 m ³	